

2023年10月1日から

# 適格請求書等保存方式

## (インボイス制度) が始まります

### リース・割賦販売等をご契約のお客様へ

2023年10月1日以降にお客様がリース料等の支払い消費税を仕入税額控除するためには、税務署長から適格請求書発行事業者として登録を受けた者が交付するインボイスの入手が必要となりますが、当社は次の通り、適格請求書発行事業者としての登録を完了しています。

**首都圏リース株式会社 登録番号：T7010001036597**

お客様におかれましては、当社から受領されるインボイスを、法令に基づき保管をお願いいたします。

### 当社からご提供するインボイスについて

お客様とのご契約種類によって下表の通りご提供するインボイスが異なります。

当社では、複数の書類を組み合わせるインボイスとしてご提供いたします。

| ご契約種類  | ご提供書類   |
|--|---|
| <b>ファイナンスリース・割賦販売</b> ※1<br>会計処理が「売買」となり、<br>契約総額の消費税を一括控除する取引   | <b>契約書 + お支払予定表</b> ※2  |
| <b>オペレーティングリース・保守取引</b><br>会計処理が「賃貸又は役務提供」となり、<br>月額消費税を毎月控除する取引 | <b>契約書 + 請求書</b> または <b>お振替のお知らせ</b><br>(上記のほか、「契約書」+「お支払予定表」もインボイスとして使用いただけます) |
| <b>再リース取引</b>  | <b>契約満了のお知らせ + 請求書</b> または <b>お振替のお知らせ</b>                                      |

上記の表は当社の基本的な対応となります。ご提供書類は取引内容やお客様と取り交わす契約関連書類により異なる場合がございます。

※1 インボイス制度前(2023年9月以前)に開始している契約は、インボイスの入手・保管は不要です。

※2「お支払予定表」は、当社が検収書類を受領後、2週間程度で請求書等の送付先に郵送でご提供いたします。